

コミュニティユニオン東京の慶弔規定

2014年3月13日
コミュニティユニオン東京
第8回執行委員会

共済資格のある組合員に対して以下の給付を行う

- 1、組合員本人に対する結婚祝い金について
組合員が結婚（法律上）した場合、結婚祝い金として1万円を給付する。給付は支部の申請に基づいてCU東京が支部に対して行う。給付は初婚再婚問わず1回のみとする。
- 2、組合員本人が死亡した場合
支部が香典として1万円を支払い、支部の申請に基づいてCU東京が支部に給付する。
- 3、この規定は2014年4月1日から施行する。

慶弔給付金申請書

年 月 日

支部名 _____

執行委員長 _____

組合員 _____ が、 年 月 日

結 婚・死 亡（どちらかに○を）しましたので、慶弔給付金を申請します。

申請組合員の共済資格発生日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

コミュニティユニオン東京 執行委員会 御中